

第5章 障がい児支援の提供体制の充実

障がい児福祉計画(第2期)

1. 計画の概要

平成24年4月に児童福祉法の改正により、障がいのある子どもが身近な地域で支援が受けられる体制の充実を図り、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うこととなっています。

しかし、障がいのある子どもを支援する地域の体制は、依然として十分でないことから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成30年4月施行)により、市町村に障がい児福祉計画の策定が義務づけられました。

本町では、国の基本指針等に従い、障がい児及びその家族に対し、身近な地域で支援できるよう、制度の充実を図り、障がい児のライフステージに沿って関係機関が連携し、親亡き後を見据えた居住支援のための機能整備等、支援体制の構築を図るとともに地域社会への参加や安心して暮らせる地域づくりを推進します。

計画では、障がい児支援の提供体制の計画的な確保を目指し、成果目標及び障害児通所支援、相談支援等の見込量を設定しています。

2. 計画の成果目標

障がい児支援の提供体制を計画的に確保する観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められています。

国の基本方針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを1箇所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保すること、及び、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、医療的ケア児等に関するコーディネーターが配置されることが求められています。

3. 事業の概要

(1) 障害児通所支援

「現状と課題」

- 障がい児や発達の気になる子どもに対する支援は、身近な地域で受けることができるようにする必要がありますが、現状では、障がい特性に応じた専門的な支援を行う児童発達支援の事業所が不足しています。

- 障がい児支援を必要とする子どもの数は増えています。

- 発達障害は、障がいの特性の現れ方が多様であり、外見では分かりにくいことから、親や周囲の理解で様々な課題が生じています。早期発見、早期対応などを円滑に行うためには、専門医の診断や指導が有効です。
- 障がい児支援の体制整備は子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策や関係機関との連携を図る必要があります。

「施策の方向」

- 障がい児が身近な地域で支援が受けられるよう、児童発達支援など障害児通所支援について事業所へのサービス充実に向けた働きかけ等を行います。
- 発達に障がいのある子どもの早期発見・支援を進めるため、相談支援の強化を図るとともに、保育所等において巡回相談を行うほか、母子保健施策等との連携を図ります。
- 母子保健施策・教育・福祉等の関係機関が連携を図りながら、発達障害の特性を持つ子どもの支援について協議を行います。
- 障がい児のニーズの多様化に対応できるようサービスの提供体制を整えます。

(2) 障害児相談支援

「現状と課題」

- 障がい児が、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用するために障害児支援利用計画案を作成し、通所開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行っています。
- 障害児相談支援のニーズが高く利用者も年々増加しているため、今後も増加傾向で見込む必要があります。

「施策の方向」

- 障がい児や家族の状況、希望を勘案し、切れ目のない一貫性を持った障害児支援利用計画が安定して提供されるようサービスの充実に向けた働きかけを行います。
- 関係機関において情報の共有化を図り、相談支援技術の機能強化などの支援を行えるように努めます。